

「ながらスマホ」が招いた自転車衝突事故

～インターネットトラブル事例集より～



「歩きスマホ」や「自転車スマホ」は、自分だけのケガだけにとどまらず、あなた自身が被害者や加害者になってしまう可能性があります。「危ない」と思った経験はありませんか？

スマホを見ながら走行していたら



スマホを見ながら、片手で自転車を運転していたBくん。横断歩道を歩いていた高齢者に気づかず、ものすごい勢いで衝突してしまいました。

歩行者に衝突し大ケガをさせてしまった



高齢者は頭を強く打ち、一時意識不明の重体に。意識は戻ったものの、Bくんは重過失傷害の疑いで書類送検されました。

「福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例」 (令和4年7月1日施行)

福井県では、自転車に係る交通事故の防止、交通事故の被害の軽減および交通事故被害者の救済に資することを目的として、以下の内容が条例で定められました。

○自転車保険等の加入義務

自転車利用者が未成年の場合は保護者に加入義務があります。

○ヘルメットの着用（努力義務）

自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率は、着用時が0.23%に対し、非着用時は0.68%と約3倍に上昇しています。
(出典：警察庁) 自転車利用時はヘルメットを着用しましょう。

○自転車の定期的な点検整備（努力義務）

ブレーキ、タイヤ、ライト、尾灯等の点検整備や反射材を装着しましょう。

福井県 自転車条例

検索



福井県のHPを
チェック!

☆スマホの操作や画面の注視は、邪魔にならないところに立ち止まってからにしましょう。
交通ルールとマナーを守って安全に利用しましょう。

<参考> ・総務省「インターネットトラブル事例集（2021年版）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf